

1月から 市税の納税通知書・納付書の様式が新しくなります

固収納課 TEL43-9172 FAX43-0753

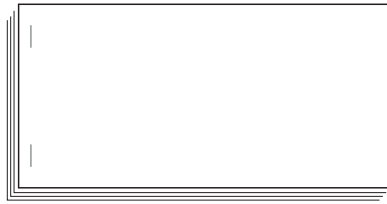
市では、市税システムの更新に伴い、1月から新たに発行する市税(市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)の納税通知書および納付書などの様式を変更します。

※ 順次変更となりますので、1月中は旧様式で発送される場合があります。

なお、介護保険料および後期高齢者医療保険料はこれまでどおりで、変更はありません。

新しい納税通知書・納付書のイメージ(市民税・県民税の場合)

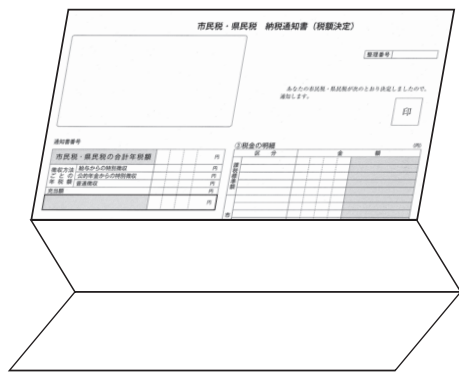
従来(冊子タイプ)



今までは、納税通知書と納付書は、製本された冊子になっていました。

これからは、「納税通知書」と期別ごとに1枚ずつになっている単票形式の「納付書」とをじずに送付します。

変更後



「納税通知書」を3つ折りにしたイメージ図

納期限と期別をよくお確かめの上、納めていただく分の納付書だけを納付窓口にお出してください。



かぶさん

変更点

- ▷ 納税通知書と納付書は、これまでは製本された冊子になっていましたが、変更後は納税通知書と納付書は別になり、また、納付書は期別ごとに1枚ずつの単票形式になります。
- ▷ 複数の期別がある税目については、二重納付防止のため、全期一括納付用の納付書は廃止されます。全期分を一括して納付する場合は全ての期別の納付書が必要となります。
- ▷ 東北6県内に限り、ゆうちょ銀行・郵便局での窓口納付が可能になります。

注意点

納付の際は、納期限を確認の上、必ず期別の順に納付してください。
第1期分を納めるつもりが、第2期の納付書を使用した場合は、第2期分として収納されますので、あらためて納期限内に第1期分を納めていただく必要があります。納期限を過ぎると第1期分は未納となり、督促状が送付されてしまいます。

旧様式の納付書について

お手元にある旧様式の納付書は、引き続き市内金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を除く)・各市民サービスセンター・南郷事務所・収納課窓口で使用できますので、廃棄しないようお願いします。

固納税通知書・課税内容について

市民税・県民税	住民税課	TEL43-9232	FAX45-6737
軽自動車税	住民税課	TEL43-2179	FAX45-6737
固定資産税	資産税課	TEL43-9037	FAX41-2055
国民健康保険税	国保年金課	TEL43-9384	FAX44-9106

納付書・口座振替・納税相談について

収納課 TEL43-2111(内線3611~3630) FAX47-0753

市では、市税などを指定の口座から自動的に振り替える口座振替制度があります。

皆さんも、この機会に、納め忘れがなく便利・安全・確実な口座振替をぜひご利用ください。